

協和キリン株式会社

コーポレートガバナンス・ポリシー

制定 2016 年 1 月 29 日

改正 2026 年 3 月 19 日

目次

第1章 総則	1
1.1. 目的	1
1.2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方	2
1.3. 改廃方針	2
第2章 コーポレートガバナンスの体制	2
2.1. 機関設計	2
2.2. 取締役会	2
2.2.1. 取締役会の役割・責務	
2.2.2. 取締役会の構成	
2.2.3. 取締役会の評価	
2.3. 監査等委員会	3
2.3.1. 監査等委員及び監査等委員会の役割・責務	
2.3.2. 監査等委員会の構成	
2.3.3. 会計監査人及び内部監査部門との関係	
2.4. 諮問委員会等	4
2.4.1. 指名・報酬諮問委員会	
2.5. 内部統制	4
2.5.1. コンプライアンス・リスクマネジメント体制	
2.6. 取締役・C-suite Executives	5
2.6.1. 取締役の指名、選解任に関する方針	
2.6.2. C-suite Executives の選任、解任に関する方針	
2.6.3. 独立社外取締役	
2.6.4. 取締役の報酬に関する方針	
2.6.5. C-suite Executives の報酬に関する方針	
2.6.6. 支援体制	
2.6.7. トレーニング方針	
2.7. 会計監査人	6
第3章 ステークホルダーとの適切な協働	7
3.1. 当社グループのステークホルダーとの協働に関する基本的な考え方	7
3.2. 株主の権利・平等性の確保	7
3.2.1. 株主総会	
3.2.2. 資本政策の基本的な方針	
3.2.3. 政策保有株式に関する方針	
3.2.4. 買収防衛策に関する方針	
3.2.5. 関連当事者間の取引に関する方針	
3.3. 株主以外のステークホルダーと適切な協働	9
3.3.1. 従業員の行動準則と内部通報	
3.3.2. 社会・環境に関する考え方	
3.3.3. 多様性に関する考え方	
3.3.4. 従業員の健康に関する考え方	
3.3.5. 企業年金のアセットオーナーとしての役割	
第4章 情報開示の充実及び株主との建設的な対話	10
4.1. 情報開示の基本的な考え方	10
4.2. 株主との対話に関する基本方針	10
別紙1. 社外取締役の独立性に関する基準	12
別紙2. ディスクロージャーポリシー	14

*本ポリシー各条項の[]内の番号は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードとの対応関係を示す。

協和キリン株式会社
コーポレートガバナンス・ポリシー

第 1 章 総則

1.1. 目的 [2-1、3-1(i)]

- ・ 本ポリシーは、協和キリン株式会社（以下、当社）が、親会社であるキリンホールディングス株式会社の経営理念及びグループ共通の価値観を踏まえつつ作成した当社独自の経営理念及び価値観のもと、当社及び協和キリングループにおけるビジョンの実現を通じて持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び体制を定めることを目的とする。

<経営理念>

協和キリングループは、ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさに貢献します。

<価値観>

Commitment to life：この地球上で最も大切な存在のために働こう。患者さん、患者さんを介護する人、医療従事者、そしてお客様のために価値を創造しよう。

Innovation：情熱を持ち、楽しみながら、生活を変革しよう。全ての業務において、現状維持を良しとせずチャレンジしよう。

Integrity：正しいことをしよう。一貫して誠実で倫理的であろう。公正な事業運営を通じて、より良い世の中を造ろう。

Teamwork/Wa（和・輪）：ワン・フォー・オール、オール・フォー・ワン。多様性のあるチームで働き、お互いに尊重しよう。組織の枠を超えよう、そしてステークホルダーと連携しよう。

<2030 年に向けたビジョン>

協和キリンは、イノベーションへの情熱と多様な個性が輝くチームの力で、日本発のグローバル・スペシャリティファーマとして病気と向き合う人々に笑顔をもたらす **Life-changing**※な価値の継続的な創出を実現します。

抗体技術の進化へ挑戦を続けることに加え、多様なモダリティを駆使し協和キリンの強みを生かした創薬により、有効な治療法のない病気の治療に取り組んでいきます。

医薬品事業で培った疾患に関する知見と最先端の科学・技術の応用に努め、病気と向き合う人々のニーズを基点にした新たな価値を共創することで社会の医療ニーズに応えていきます。

常に信頼され、成長が期待される企業であり続けるため、世界トップクラスの製品品質とオペレーショナルエクセレンスを追求し続けます。

※**Life-changing** な価値：病気と向き合う人々の満たされていない医療ニーズを見出し、その課題を解決するための新たな薬やサービスを創造し、提供することで、患者さんが「生活が劇的に良くなった」と感じ笑顔になること

1.2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 [3-1]

- ・ 当社は、上記目的に掲げる経営理念及びビジョンに基づき、社会の基盤を担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、迅速・果断な意思決定・業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図るなどコーポレートガバナンスの充実に取り組む。
- ・ 当社は、ビジョン実現のためにステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、それぞれの立場を尊重する。
- ・ 当社は、株主・投資家に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報開示を行うとともに、株主・投資家との建設的な対話を積極的に行い、誠意を持って説明責任を果たす。
- ・ 当社は、キリンホールディングス株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独立性を確保する。

1.3. 改廃方針

- ・ 本ポリシーは、株主・投資家との建設的な対話を踏まえて毎年見直すものとする。なお、本ポリシーの改廃は取締役会の決議をもって行うものとする。

第2章 コーポレートガバナンスの体制

2.1. 機関設計 [4、4-1、4-1①]

- ・ 当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を採用する。取締役会は、法令、定款及び当社関連規程類の定めに基づき、重要な業務執行の最終意思決定を行うとともに、複数の社外取締役を設置して経営の透明性と客観性を高め、業務執行の監督機能を果たす。また、任意の指名・報酬諮問委員会等を設置し、取締役会の機能を補完するとともに、経営に対する監督機能の強化を図る。さらに、社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置し、当該監査等委員会が取締役の職務執行について監査を行う。この機関設計により、経営の迅速性と透明性、業務執行と監督のバランスを備えたガバナンス体制を構築する。
- ・ 当社は、機動的に事業戦略を実行し、執行責任を明確にするため、C-suite Executive 制度を導入する。取締役会は、業務執行に係る権限の多くについて各業務を担当する C-suite Executives に委任する。

2.2. 取締役会

2.2.1. 取締役会の役割・責務 [4-1①、4-2②、4-3④、4-5]

- ・ 取締役会は、株主に対する受託者責任と説明責任を踏まえ、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスの構築により経営理念を実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指す。
- ・ 取締役会は、法令、定款及び当社関連規程類の定めに基づき、当社グループにおける重要な意思決定を行うとともに、中長期的な企業価値向上を目的として、執行側への権限の委任を適切に行い、その

業務執行状況を監督する責務を負う。また、監査等委員会と緊密に連携し、監督機能の実効性を確保することにより、ガバナンス体制の強化を図る。さらに、サステナビリティに係る基本方針を策定し、その取り組み状況を監督する責務を負うほか、監査等委員会及び内部監査部門と連携し、グループ全体の適切な内部統制システムを構築・維持する責務等を負う。

- ・ 取締役会は、その決議によって重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任する。また、法令及び定款に定めるもののほか、「取締役会規程」において、取締役会にて決議する事項を定める。その他の業務執行に係る権限については、取締役会の監督のもと、各業務を担当する **C-suite Executives** に付与し、責任をもって遂行させる。

2.2.2. 取締役会の構成 [4-8、4-10、4-11、4-11①]

- ・ 当社は、取締役会を構成する取締役の員数について、定款の定めに従い、監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする。また、グローバル・スペシャリティファーマにふさわしい知識、経験、能力及び見識等のスキル、多様性を確保し、取締役会全体としてバランスのとれた透明性の高いガバナンス体制を構築する。さらに、客観的かつ実効性の高い経営監督を行うため、独立社外取締役を取締役総数の3分の1以上選任する。
- ・ 当社は、取締役会の機能を補完し、より透明性の高いガバナンス体制を構築するため、任意の委員会として指名・報酬諮問委員会を設置する。また、支配株主であるキリンホールディングス株式会社との重要な取引等の際に、その公正性及び合理性を確保し、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益保護に資することを目的とした取締役会の諮問機関として、グループ会社間取引利益相反監督委員会を設置する。

2.2.3. 取締役会の評価 [4-11、4-11③]

- ・ 当社は、取締役会の構成や運営等に関するレビューを実施した上で、取締役会でその評価を行い、課題の改善に取り組むことにより、取締役会の実効性の維持、向上を図る。

2.3. 監査等委員会 [4-4、4-4①、4-5]

2.3.1. 監査等委員である取締役及び監査等委員会の役割・責務 [4-4、4-4①、4-4②]

- ・ 監査等委員会は、独立した監査権限を行使し、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査することにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営の健全性と透明性を確保する状況を監視・検証する。
- ・ 監査等委員は、常勤監査等委員の当社グループ内における情報収集力及び独立した立場を最大限活用し、取締役会において積極的に意見を述べるほか、委員会として監査の実効性を確保するための体制の整備に努める。
- ・ 監査等委員会は、取締役会全体の監督機能を高めるため、社外取締役との意見交換を行い、活動を通じて得られた情報を適切に共有する。
- ・ 監査等委員会は、独立した客観的な立場から適切な判断を行い、会社法に基づき会計監査人の選解任及び報酬決定に係る権限を行使する。

2.3.2. 監査等委員会の構成 [4-11、4-11①]

監査等委員会は、監査等委員である取締役の員数を定款の定めに従い5名以内とし、監査体制の独立性及び中立性を高めるため、過半数の独立社外取締役により構成する。

2.3.3. 会計監査人及び内部監査部門との関係 [3-2、3-2①、3-2②]

- ・ 監査等委員会は、内部監査部門に適切な指示を行うとともに内部監査部門から報告を受け、会計監査人との連携を確保することで、十分かつ適正な監査を実施できる体制を整備する。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人の評価基準を策定し、独立性と専門性について確認する。また、会計監査人との面談を定期的実施し、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかについて会計監査人から説明を受け、その内容を検証する。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備、問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

2.4. 諮問委員会等 [4-8、4-8③、4-10、4-10①]

2.4.1. 指名・報酬諮問委員会 [4-10、4-10①]

- ・ 指名・報酬諮問委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成し、その過半数は社外取締役とする。委員長は独立社外取締役とする。
- ・ 指名・報酬諮問委員会は、当社の取締役の選解任方針並びに各候補者案、役付取締役の選定及び解職、取締役の担当職務、最高経営責任者の後継者の選定方針、当社取締役の報酬制度・水準、報酬額等について、客観的かつ公正な視点から審議・決定の上、取締役会に答申する。

2.4.2. グループ会社間取引利益相反監督委員会 [1-7、4-3、4-8、4-8③]

- ・ グループ会社間取引利益相反監督委員会は、当社の支配株主である麒麟ホールディングス株式会社との重要な取引等について、その公正性及び合理性を確保し、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として設置する。
- ・ グループ会社間取引利益相反監督委員会は、すべての独立社外取締役で構成し、委員長は委員の互選により選定する。
- ・ グループ会社間取引利益相反監督委員会は、支配株主である麒麟ホールディングス株式会社との重要な取引等について、取締役会からの諮問に基づき審議・検討を行い、その結果を取締役に答申する。
- ・ 取締役会は、グループ会社間取引利益相反監督委員会の答申を最大限尊重する。

2.5. 内部統制 [4-3、4-3②]

- ・ 取締役会は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメント、財務報告の適正性確保等について適切な体制を構築するとともに、その運用状況を監督する。

2.5.1. コンプライアンス体制 [2-2、2-5、4-3、4-3①]

- ・ 当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、当社グループのコンプライアンスの基本方針を定めるとともに、これを実効化する組織及び規程を整備する。コンプライアンスに関する統括組織を設置し、当社グループの役職員に対する教育・啓発活動等を通じてコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス違反発生時に適切な対応を行う体制を確保する。

2.5.2. リスクマネジメント体制 [4-3、4-3①]

- ・ 当社グループのリスクを適正に管理するため、当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定めるとともに、これを実効化する組織及び規程を整備する。リスクマネジメントに関する統括

組織を設置し、当社グループ各組織のリスクマネジメント活動を通じて、リスクマネジメントの実効性を確保するとともに、The Institute of Internal Auditors が提唱する 3 ラインモデルに準拠し、リスクに対する適切な対応を行う体制を確保する。

2.6. 取締役、C-suite Executives

2.6.1. 取締役の指名、選解任に関する方針 [3-1、4-3、4-3①、4-10、4-11、4-11①]

- ・ グローバル・スペシャリティファーマとして、グローバルな事業展開を行う当社グループの意思決定及び経営の監督をより適切かつ高いレベルで行うため、当社グループの主要事業又は事業経営に関する豊富な経験、実績、専門性等のバランスを考慮して、取締役の各候補者を指名する。社外取締役候補者については、経営に関する豊富な経験、高度な専門性、幅広い知見や経験を持つ者を複数指名する。
- ・ 監査等委員である取締役には、財務・会計部門に関する適切な知識を有する者が 1 名以上選任されるよう配慮する。
- ・ 取締役の選解任と各候補者の指名にあたっては、指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決議し、取締役の選解任議案を株主総会に付議する。(ただし、監査等委員である取締役の選任と候補者の指名については監査等委員会の同意を得る。)
- ・ 取締役の選解任議案の提案理由については、株主総会招集通知に記載する。
- ・ 取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス及び選任に関する方針・手続きについては、当社ウェブサイト等において開示する。

2.6.2. C-suite Executives の選任、解任に関する方針 [4-1③、4-10①、4-11]

- ・ C-suite Executives の選任及び解任については、取締役会が定める基本方針及び権限委任の範囲に基づき、Chief Executive Officer に委任する。Chief Executive Officer は、役割・責任、専門性、経験及び実績等を踏まえて判断する。
- ・ 取締役会は、これらの運用状況について定期的に報告を受け、監督を行う。

2.6.3. 独立社外取締役 [4-6、4-7、4-8、4-8③、4-9]

- ・ 当社は、コーポレートガバナンスの公正性、透明性を高め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社の社外取締役の独立性基準<別紙>を満たす独立社外取締役を 3 分の 1 以上選任する。
- ・ 独立社外取締役は、経営に関する積極的な助言、執行の監督、利益相反行動の監視を行うとともに、少数株主をはじめとするステークホルダーの立場を取締役に適切に反映させる。
- ・ 独立社外取締役が情報収集力の強化を図ることができるよう、常勤監査等委員が主催する会合を開催する。当該会合は、独立社外取締役を含む非業務執行取締役をメンバーとする。

2.6.4. 取締役の報酬に関する方針 [3-1、4-2、4-2①、4-10、4-10①]

- ・ 取締役の報酬は、更なる持続的な成長と企業価値の増大に貢献する意識を高め、グローバル・スペシャリティファーマにふさわしい人材を確保できる内容であること、取締役各自がその職務執行を通じて当社への貢献を生み出す動機付けとなるものであること、並びに客観的な視点を取り入れ、透明性のある適切なプロセスを経て決定されるものであることを基本とする。

- ・ 業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬で構成する。業績連動報酬は、短期インセンティブ報酬としての業績連動型年次賞与及び中長期インセンティブとしての業績連動型株式報酬の二つとし、非金銭報酬は中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬とする。なお、非業務執行取締役については、客観的かつ独立した立場から経営の監督機能を十分に働かせるため、基本報酬のみの固定報酬とする。
- ・ 取締役の報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を得て、監査等委員でない取締役は取締役会にて、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議で決定する。

2.6.5. C-suite Executives の報酬に関する方針 [4-2、4-2①、4-10①]

- ・ 取締役以外の C-suite Executives の報酬は、取締役会が定める基本方針及び権限委任の枠組みに基づき、Chief Executive Officer に委任する。
- ・ Chief Executive Officer は、当社の経営方針、役割・責任、専門性、経験及び実績等を踏まえて決定する。
- ・ 取締役会は、その運用状況について定期的に報告を受け、確認及び監督を行う。

2.6.6. 支援体制 [4-12、4-12①、4-13、4-13①、4-13②、4-13③]

- ・ 当社は、取締役会での活発かつ建設的な議論を図るべく、経営企画部門に取締役会事務局を設置し、以下の通り運営する。
 - ① 取締役会の年間スケジュール及び予定議題は、日程調整のうえ十分な期間をもって決定し、適切な審議案件数・開催頻度・審議時間を設定する。
 - ② 取締役会資料は、十分な検討ができるタイミングにて事前配布する。
 - ③ 取締役会事務局は、取締役に必要な情報を随時提供するとともに、必要に応じて取締役会の審議・報告案件に関する事前説明を行う。
- ・ 執行組織は、取締役の職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的に提供する。

2.6.7. トレーニング方針 [4-14、4-14①、4-14②]

- ・ 当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を適宜実施する。
- ・ 当社は、取締役が就任する際には、会社法、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント等に関して、専門家や当社関連部門からの講義や研修を実施し、就任後も必要に応じて法律改正時や経営課題などに対する研修や勉強会を継続的に実施する。
- ・ 当社は、社外取締役が就任する際には、当社グループの事業内容の説明や主要拠点の視察等を実施する。

2.7. 会計監査人 [3-2、3-2①、3-2②]

- ・ 監査等委員会は、会計監査人が当社グループの財務報告の信頼性確保に関し重要な役割を担うことを認識し、内部監査部門との連携を通じて、独立性及び専門性をもった十分かつ適正な会計監査が行われるよう適切な対応を行う。
- ・ 会計監査人の選解任並びに不再任に関する株主総会付議議案の内容については、監査等委員会の決議によって行う。

- ・ 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等に対する同意は、監査等委員会の決議によって行う。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

3.1. 当社グループのステークホルダーとの協働に関する基本的な考え方 [2-1、2-3]

- ・ 当社は、食から医にわたる領域で価値を創造し、世界の CSV※先進企業を目指す「キリングroup・ビジョン 2027 (KV2027)」の考え方にに基づき、当社グループの経営理念のもと、CSV 経営（社会的価値と経済的価値の両立）を通じて企業価値向上の実現を目指す。
※CSV：Creating Shared Value の略で、「社会的価値の創造」と「経済的価値の創造」の両立により、企業価値向上を実現すること
- ・ その実現に向け、当社グループのバリューチェーンに関わるステークホルダーとの協働を重視し、継続的な対話と連携を通じた相互理解ならびに中長期的な信頼関係の構築を基本的な考え方とする。

3.2. 株主の権利・平等性の確保 [1-1、1-1②、1-1③、1-2]

- ・ 当社は、株主の権利の重要性を十分に認識し、少数株主も含めて、株主総会の議決権等の株主の権利が実質的に確保され、株主が適切に権利行使できる環境を整備する。少数株主が当社及び当社役員に対する特別な権利を行使する場合には、その意思を尊重する。
- ・ 新規で株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、当社のコーポレートガバナンス体制にてその役割・責務を十分に果たせることを取締役会で確認する。

3.2.1. 株主総会 [1-1、1-1①、1-2、1-2①、1-2②、1-2③、1-2④、1-2⑤]

- ・ 当社は、株主総会が会社の最高意思決定機関であることを認識し、株主総会における株主の実質的な平等性と適切な権利行使の機会を確保する。
- ・ 当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を招集通知及び東京証券取引所における適時開示等を通じて開示する。
- ・ 当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を株主総会の開催日の3週間前を目安に発送するとともに、当該発送日の1週間前を目安に当社及び東京証券取引所のウェブサイトを開示する。
- ・ 当社は、株主の議決権の行使検討期間に最大限配慮し、正確な情報提供ができることを担保しつつ、招集通知の発送日、株主総会の開催日等、株主総会関連の日程を適切に設定する。
- ・ 当社は、機関投資家及び海外投資家の議決権の電子行使を可能とするため、議決権電子行使プラットフォームに参加する。加えて、海外投資家の議決権行使の利便性向上のため、招集通知を英訳する。
- ・ 代理人による議決権行使は、定款の定めにより当該代理人が株主である場合に限定する。ただし、株主名簿上の株主又は常任代理人を通じて、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等（以下、「実質株主」）の本人確認ができる場合においては、株主名簿管理人と協議の上、実質株主の株主総会への出席について検討する。
- ・ 株主総会において可決に至ったものの相当数を超える反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会で反対の理由や反対票が多数となった原因を分析し、株主との対話やその他の対応の要否

について検討する。

3.2.2. 資本政策の基本的な方針 [1-3、1-6、3-1、3-1②、3-1③]

- ・ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、自己資本利益率（ROE）、売上収益成長率、研究開発費率、コア営業利益※1 率を重要な経営指標と位置付け、中長期的な目標値を設定し経営を行う。
- ・ 当社は、日本発のグローバル・スペシャリティファーマとして競争力ある事業基盤を早期確立し、2026年以降の持続的成長と企業価値最大化に向けた成長投資を最優先する。
- ・ 成長投資には知的財産獲得につながる R&D 投資、戦略投資及びデジタル投資を含む設備投資を最優先とするが、Life-changing な価値の継続的な創出の実現に向けた人的投資についても安定的・機動的に資源配分を行い、必要に応じて適切な開示を行う。
- ・ 当社は、株主還元に関しては、コア EPS※2 に対する配当性向 40% を目処とし、中長期的な利益成長に応じた安定的かつ持続的な配当水準の向上（継続的な増配）を目指してきたが、より安定的かつ持続的な配当を実現するため、2026年12月期より DOE 4%※3 以上を目安とし、原則として累進配当を実施する配当方針へ変更する。また、自己株式の取得については、株価状況等を勘案したうえで、機動的に検討する。資本コストを意識した経営を通じて企業価値向上を図るとともに、株主の皆さまへの利益還元を一層充実させ、資本効率の向上に取り組む。
- ・ 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策等については、取締役会において、全てのステークホルダーにおける企業価値の観点から十分に検討したうえで合理的な判断を行う。

※1：2026年12月期以降、連結財務諸表におけるコアベースの業績の定義を以下の通り変更する。この変更に伴い、新コアベースにおけるコア営業利益率を重要な経営指標のひとつと位置付け、中長期的な目標値を設定する。

（従来のコア営業利益）

コア営業利益：「売上総利益」－「販売費及び一般管理費」－「研究開発費」＋「持分法による投資損益」

（新コア営業利益）

コア営業利益：「売上総利益」－「販売費及び一般管理費」（「販売権償却費」を除く）－「研究開発費」－「会社が除外すべきと判断する項目」

※2：従来のコアベースによるコア EPS

（従来のコア EPS）

コア EPS：「コア当期利益」（「当期利益」－「その他の収益・費用（税金影響控除後）」）÷「期中平均株式数」

（新コア EPS）

コア EPS：「コア当期利益」（「コア営業利益」－「コア営業利益に係る税金費用」）÷「期中平均株式数」

※3：DOE=配当額÷期首資本

3.2.3. 政策保有株式に関する方針 [1-4]

- ・ 当社グループは、政策保有株式を原則保有しない。但し、当社グループにとって中長期的な企業価値の向上に資すると認められる銘柄のみ保有することができる。
- ・ 当社は、個別の政策保有株式の保有の合理性について毎年取締役会にて検証を行い、保有意義の薄れてきた銘柄については、取引先等との対話・交渉を実施しながら、政策保有株式の縮減を進める。
- ・ 当社は、政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業の企業価値の向上に資するものである

か、また、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを勘案し、議案ごとに賛否を判断のうえ、適切に議決権を行使する。

3.2.4. 買収防衛策に関する方針 [1-5、1-5①]

- ・ 当社は買収防衛策を採用しない。
- ・ 当社の株式が公開買付けに付された場合は、当社は取締役会としての考え方を速やかに株主に開示する。

3.2.5. 関連当事者間の取引に関する方針 [1-7、4-8、4-8③]

- ・ 当社は、関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示する。
- ・ 当社は、取締役及びその近親者との取引について、重要な事実がある場合、取締役会に報告する。
- ・ 取締役や、取締役が第三者の代理人や代表者として行う競業取引やその他の利益相反取引については、会社法及び取締役会規程等に従い、取締役会で決議する。
- ・ 支配株主である麒麟ホールディングス株式会社との取引等の際には、利益相反リスクへの対応として、当社取締役会の意思決定について、麒麟ホールディングス株式会社の取締役を兼任している取締役はその審議及び決議には参加せず、当社において麒麟ホールディングス株式会社との協議及び交渉にも参加しない。なお、麒麟ホールディングス株式会社との取引等のうち重要な取引等については、その公正性及び合理性を確保し、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益保護に資することを目的に、当社の取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を構成員とするグループ会社間取引利益相反監督委員会を設置し、審議・検討を行い、取締役会に答申する。

3.3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 [2-1]

- ・ 当社は、第3章 1.当社グループのステークホルダーとの適切な協働に関する基本的な考え方に基づき、事業（商品やサービス）を通じてお客様とのブランド価値共創、地球環境の保全、取引先との共存共栄、コミュニティの発展を目指す。
- ・ 当社は、従業員を当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の源泉と位置付け、従業員の健康、増進を図りつつ、イノベーションに挑戦する組織風土を醸成する。

3.3.1. 従業員の行動準則と内部通報 [2-2、2-2①、2-5、2-5①]

- ・ 当社は、「協和キリングループコンプライアンス基本方針」及び「協和キリングループリスクマネジメント基本方針」、並びにそれらに基づく「協和キリングループ行動規範」を定め、当社グループ内への周知、浸透、教育を行うとともに、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。
- ・ 当社は、定期的に従業員意識調査及び人権コンプライアンス調査を実施し、行動準則の趣旨浸透度合いを把握し取締役会に報告する。
- ・ 当社は、職制を通じた解決が困難な問題に関して、是正、防止、解決に導き社会的信頼の確保及び向上を図るための当社グループ内部通報制度を設置し、取締役会はその運用状況について定期的に監督を行う。
- ・ 当社グループの内部通報制度については、事案のレベルに応じた窓口を設置し、取締役等経営層に関する事案については、独立した窓口から当社の監査等委員会に直接報告される。

3.3.2. 社会・環境に関する考え方 [2-3、2-3①]

- ・ 当社は、サステナブルな社会の実現に貢献すると同時に、企業の持続的な成長を実現するために、社

会と事業の両方の視点から重要な経営課題（マテリアリティ）を特定し、積極的・能動的に取り組みを進める。

- ・ 当社は、環境・従業員の労働安全衛生、製品・サービスの品質に関する基本方針を定め、製品の開発や製造、販売などの各プロセスにおいて、環境保護及び従業員・市民の安全と健康に配慮して事業活動を行う。
- ・ 当社は、世界規模の気候変動に対し、「キリングroup環境ビジョン 2050」と連携し、設備投資も含む継続的な省エネの推進、再生可能エネルギーの導入・拡大、化石燃料から電力へのエネルギーシフト電化転換などにより、バリューチェーン全体の温室効果ガス排出量ネットゼロを目指し、地球環境の保全に努める。

3.3.3. 多様性に関する考え方 [2-4、2-4①]

- ・ 当社は、ダイバーシティ（多様性）・エクイティ（公平性）・インクルージョン（受容）を企業文化の基盤ととらえ、さまざまな個性を持つ人材が互いを認め合い、それぞれの能力を最大限に活かせる組織づくりを重視し、多様性を尊重した環境整備を積極的に進める。中核人材の登用等における多様性の確保について、自主的かつ測定可能な目標を設定し、その達成状況を開示する。

3.3.4. 従業員の健康に関する考え方 [2-3①]

- ・ 当社は、「協和キリングroup健康宣言」のもと、従業員一人ひとりの健康の維持・増進を図り、予防的視点から積極的に健康づくりに取り組むとともに、従業員一人ひとりの健康づくり行動を促進する「動機付け」と、健康づくり行動を実践していくための「継続支援」を推進する。

3.3.5. 企業年金のアセットオーナーとしての役割 [2-6]

- ・ 当社における企業年金の積立金の運用は、企業年金基金により行う。
- ・ 当社は同基金に対し年金運用に適した資質を有する者を計画的に登用・配置するとともに、外部研修や年金運用セミナーへの出席などを通じてその専門性を高めることに努め、同基金を支援するための適切な運営体制を構築する。
- ・ なお、同基金は資産運用委員会において運用状況のモニタリングを行い、運用方針に基づいて外部アドバイザーの意見を参考に、適宜資産配分や運用委託先の見直しを行う。

第4章 情報開示の充実及び株主との建設的な対話

4.1. 情報開示の基本的な考え方[3-1③]

- ・ 当社は、情報開示の充実が株主（潜在的な株主である「投資家」を含む）との建設的な対話の前提となることを認識し、ディスクロージャーポリシー（別紙）に則った情報開示を行う。
- ・ サステナビリティに係わる情報については当社のビジョンに沿った取り組みとして積極的に開示する。特に気候変動に対する取り組み状況の開示については、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言の枠組みに沿って行う。

4.2. 株主との対話に関する基本方針 [3-1、3-1③、5、5-1、5-1①、5-1②、5-1③、5-2]

- ・ 当社は、株主との建設的な対話がコーポレートガバナンスの更なる充実、ひいては中長期的な企業価値向上に資するとの認識に基づき、対話の申込みに応じるとともに、定期的に把握する株主構造を

踏まえて能動的に建設的な対話を行うための場を設定する。

- ・ 株主からの個別の面談の申込みには、**IR** 担当役員の統括のもと、**IR** 機能を担う担当部門が中心となって対応する。**IR** 担当役員が、代表取締役、その他の取締役（社外取締役含む）又は **C-suite Executives** との面談が適切と考える株主については、合理的な範囲で対話の場を設定する。
- ・ 当社は、対話の目的に応じ、**IR** 担当役員を中心として、財務担当部門、経営企画担当部門、法務担当部門、その他の関係部門が連携することで、株主との対話の充実を図る。
- ・ 当社は、長期経営構想、年度経営計画、決算、研究開発、サステナビリティ等に関する説明会及び株主・投資家訪問を企画・実行し、当社についての理解と対話の促進を図る。
- ・ 当社は、対話において適時・適切かつ公平性に配慮し、誠意をもって説明を行うとともに、株主の意見に耳を傾け、双方向のコミュニケーションに努める。**IR** 担当役員は、株主からの意見や質問を、代表取締役、その他の取締役（社外取締役含む）及び **C-suite Executives** へ定期的又は必要に応じで報告する。
- ・ また、**IR** に関する開示書類については、一定の合理性の下、原則英文対応する。

2016年1月29日制定
2017年3月23日改正
2018年12月14日改正
2019年3月20日改正
2019年7月1日改正
2020年3月19日改正
2021年12月24日改正
2022年3月25日改正
2023年3月24日改正
2024年3月22日改正
2025年3月19日改正
2026年3月19日改正

<別紙1>

社外取締役の独立性に関する基準 [4-9]

当社の社外取締役が独立性を有すると判断するためには、会社法に定める社外取締役の要件に加え、以下の項目にも該当しないことを要件とする。

- ① 当社又は子会社の業務執行取締役、C-suite Executives 又は支配人その他の使用人である者
- ② 当社の親会社又は兄弟会社の取締役、監査役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「兄弟会社」とは、当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。
- ③ 当社の主要株主（当社の親会社を除く）の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「主要株主」とは、議決権所有割合 10%以上の株主をいう。
- ④ 当社が主要株主である会社（当社の子会社を除く）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間総売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている者をいう。
- ⑥ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社又はその子会社」とは、直近事業年度におけるその会社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている会社又はその子会社をいう。
- ⑦ 当社又は当社の子会社の主要な取引先である者
「当社又は当社の子会社の主要な取引先である者」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社子会社から受け、又は当社又は当社子会社に対して行っている者をいう。
- ⑧ 当社又は当社の子会社の主要な取引先である会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社又は当社の子会社の主要な取引先である会社又はその子会社」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社子会社から受け、又は当社又は当社子会社に対して行っている会社又はその子会社をいう。
- ⑨ 当社又は当社の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑩ 当社又は当社の子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ⑪ 当社又は当社の子会社から、一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の社員、パートナー又は従業員である者
本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で当該法人、組合等の団体の総売上高（総収入）の2%に相

当する額をいう。

⑫当社又は当社の子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者

⑬当社又は当社の子会社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者

本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%に相当する額のいずれか大きい額をいう。

⑭当社又は当社の子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者

⑮①又は②に過去10年間に於いて該当したことがある者

⑯上記③に過去5年間に於いて該当したことがある者

⑰上記⑤～⑬のいずれかに過去3年間に於いて該当したことがある者

⑱上記②～⑰のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族。但し、本項の適用においては、②～⑰において「支配人その他の使用人」とある部分は「支配人その他の重要な使用人」と読み替えることとする。

⑲当社又は当社の子会社の取締役、C-suite Executives、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等若しくは同居の親族

⑳過去5年間に於いて当社又は当社の子会社の取締役、C-suite Executives、執行役員又は支配人その他の重要な使用人であった者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族

㉑その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

以上

2013.2.21 制定
2016.1.29 改定
2020.12.1 改定
2026.3.19 改定

<別紙 2>

ディスクロージャーポリシー

<基本方針>

協和麒麟株式会社（以下「協和麒麟」といいます。）は、株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した迅速かつ正確な情報の開示を行うほか、協和麒麟の判断により協和麒麟を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

<開示方法>

東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報の開示は、同取引所へ事前説明後、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録し公開しています。TDnet 登録後すみやかに報道機関に同一情報を提供すると共に、協和麒麟ウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます。）上にも遅滞なく同一資料を掲載いたします。

また、適時開示規則に該当しない情報を開示する場合も、報道機関への情報提供や本ウェブサイト上への掲載を行うなど、公平性に配慮した開示を心がけております。

<業績予想および将来の予測に関する事項>

協和麒麟は、協和麒麟および関係会社の計画・戦略などの将来の見通しに関する情報を提供する場合があります。また、メディア、説明会、各種資料、質疑応答等には将来の見通し、見解などが含まれる場合があります。何れの場合におきましても、過去または現在の実績に関するもの以外は将来の業績に関する見通しであり、その時点で入手可能な情報による判断および仮定にもとづいています。従いまして、実際の業績は、様々なリスクや不確定要素の変動および経済情勢などによってこれらと異なる結果になる場合があります。

<沈黙期間>

協和麒麟は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までの一定期間を「沈黙期間」に設定しております。この期間は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。

ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく変化する見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することとしております。なお、沈黙期間であっても、すでに公表されている情報に関する範囲のご質問等につきましては対応いたします。

適時開示に係る宣誓書

東京証券取引所の規定により提出をしている「適時開示体制の概要」を掲載しておりますので、ご参照下さい。

当社ウェブサイトへのリンク：<https://ir.kyowakirin.com/ja/disclosure.html>